

大和市条例第10号

大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

大和市議会委員会条例（昭和37年大和市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第20条の規定は適用せず、この条例による改正前の大和市議会委員会条例第20条の規定は、なおその効力を有する。